

## 都市税財源の充実強化に関する決議

今日の地方財政は、社会保障関係費や公共施設の老朽化対策を含めた社会資本整備、教育、防災・減災等の諸課題に対応するために必要な財政需要が年々増加することなどにより、経費全般について徹底した節減合理化に努めてもなお巨額の財源不足が生じているという極めて厳しい状況にある。

また、地方創生への取組やマイナンバー制度、空き家対策をはじめとした新たな事務が加わるなど、都市自治体の財政需要は増加する一途であり、今後とも、それらの行政サービスを持続的に実施していくためには、安定的な税財源の確保が不可欠である。

現在、経済財政諮問会議の下に設置された経済・財政一体改革推進委員会において地方財政制度改革が議論されているが、地方は、国から言われるまでもなく、行革努力を継続して行っており、特に、市町村は合併等を通じて、組織のスリム化を図り、この12年間で職員数を約14万人、17%削減し、総人件費で2兆2,000億円超の削減効果を実現してきた。

よって、国においては、都市行政が国民生活のために果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化に向け、下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

### 記

#### 1. 地方税財源の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、更に法人実効税率を引き下げるに当たっては、恒久減税による減収は恒久財源で補てんすることを基本とし、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

- (3) 持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保するため平成 29 年 4 月に消費税率（国・地方）を 10%に改定することとなっているが、税率 10%時に導入するとされている軽減税率制度については、対象品目選定の公平性、困難性、社会保障財源確保への影響等様々な課題があることから慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、都市自治体の社会保障施策の推進に影響が生じることのないよう確実に代替財源を確保すること。
- (4) 償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。
- (5) ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっている。また、18 歳未満、70 歳以上及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動は非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分に配慮しながら課税しており、当該市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。
- (6) 消費税率（国・地方）10%段階における車体課税の見直しに当たっては、自動車取得税については、その税収の 7 割が市町村に交付されている重要な財源であることから、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。
- また、自動車税・軽自動車税の環境性能割の導入については、新たな税制上の仕組みであり、納税者への十分な周知期間を設けるとともに、課税体制の整備に相当の期間を必要とすることから、平成 28 年度税制改正において具体的な制度設計を行うこと。
- (7) 自動車重量税については、税収の 4 割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。
- (8) 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例による上乗せ分については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割等を踏まえ、その一部を地方へ譲与すること。

## 2. 地方交付税総額の確保と法定率の引上げ

- (1) 地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に

伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。

- (2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。
- (3) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、平成 27 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図ること。

### 3. 財政健全化に向けた歳出改革

- (1) 地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に踏まえ、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。
- (2) 地方歳出の効率化を議論する場合は、地方の財政力や行政コストの差は、人口規模や高齢化率、経済情勢、地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。  
特に地方交付税の基準財政需要額については、地方公共団体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることに留意すること。
- (3) 都市自治体においては、更なる歳出効率化に向けて、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化等に取り組んでいるところであるが、これらが円滑に進められるよう、十分な財政措置を講じること。また、統一的な基準による地方公会計の整備の促進についても、適切な財政措置を講じること。

以上決議する。

平成 27 年 11 月 12 日

全 国 市 長 会